

令和7年度 御前崎市介護保険料額

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と税金を財源とした、助け合いの精神に基づく制度です。

高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、またご自身やご家族が介護を必要としたときにも安心して介護保険を利用できるよう、介護保険料の納付が義務付けられています。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料	参考月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	×0.285 (×0.455)	18,800円 (30,000円)	1,567円 (2,500円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の人	×0.485 (×0.685)	32,000円 (45,200円)	2,667円 (3,767円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.685 (×0.69)	45,200円 (45,500円)	3,767円 (3,792円)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税の人がおり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の人	×0.9	59,400円	4,950円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える人	基準額 ×1.0	66,000円	5,500円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.2	79,200円	6,600円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.3	85,800円	7,150円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.5	99,000円	8,250円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.7	112,200円	9,350円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.9	125,400円	10,450円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.1	138,600円	11,550円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.3	151,800円	12,650円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.4	158,400円	13,200円

- ※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。「合計所得金額」から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除し、保険料段階第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。
- ※3 保険料調整率 第1～3段階は、公費（低所得者保険料軽減負担金）による軽減措置が適用されます。（ ）内は軽減がない場合の値。
令和元年10月の消費税増税により、公費による軽減措置が拡大されています。